

総社市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第23号

総社市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(総社市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 総社市固定資産評価審査委員会条例(平成17年総社市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。)を削る。

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 略 2及び3 略  4 略 5 略  (口頭審理) 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  (1)～(3) 略	(審査の申出) 第4条 略 2及び3 略 4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときには代理人)が押印しなければならない。</u> 5 略 6 略  (口頭審理) 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>提出者がこれに署名押印</u> しなければならない。 (1)～(3) 略

改正後	改正前
6～8 略	6～8 略

(総社市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 総社市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成17年総社市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者に別記様式による宣誓書を提出</u>してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別記様式(第2条関係) (その1)(消防職員を除く。)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体し、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名</u>してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別記様式(第2条関係) (その1)(消防職員を除く。)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体し、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <u>署名</u></p>

改 正 後	改 正 前
(その2) (消防職員)	(その2) (消防職員)
宣 誓 書	宣 誓 書
私は、日本国憲法及び法令を尊重し、かつ、擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として良心に従って誠実にかつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。	私は、日本国憲法及び法令を尊重し、かつ、擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として良心に従って誠実にかつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。
年 月 日	年 月 日
氏 名	氏 名 署名

(総社市学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 総社市学校職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年総社市条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)
第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者に別記様式による宣誓書を提出してから</u> でなければその職務を行ってはならない。	第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してから</u> でなければ、 <u>その職務を行っては</u> ならない。
2及び3 略	2及び3 略
別記様式（第2条関係）	別記様式（第2条関係）
学 校 職 員	学 校 職 員
宣 誓 書	宣 誓 書

改正後	改正前
<p>私はここに主権が、国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>	<p>私はここに主権が、国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 署名</p>

(総社市火入れに関する条例の一部改正)

第4条 総社市火入れに関する条例（平成17年総社市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総社市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名</p> <p>次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、総社市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総社市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名 <u>印</u></p> <p>次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、総社市火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p>

改正後			改正前		
火 入 地	所在地		火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)			所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林 普通林 原野 その他		地種区分	保安林 普通林 原野 その他
	所有区分	国有地 公有地 私有地		所有区分	国有地 公有地 私有地
	面積	総面積                   ヘクタール		面積	総面積                   ヘクタール
火入期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)	火入期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)		
火入目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	火入目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良		
火入方法		火入方法			
防 火 体 制	火入従事者	男 人・女 人 計 人	防 火 体 制	火入従事者	男 人・女 人 計 人
	防火帯	延長                   メートル 幅員                   メートル		防火帯	延長                   メートル 幅員                   メートル
	器具			器具	
火入責任者		火入責任者			
備考		備考			
消防関係意見欄		消防関係意見欄			

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。